

議案第64号

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成18年つくばみらい市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「市内に」の次に「おいて引き続き1年以上住所又は」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年つくばみらい市条例第6号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月27日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

市内在住で他市に事業所を有するものに、あっせんを受けられる機会を設けるため、融資保証の対象を拡大するものです。

また、つくばみらい市暴力団排除条例に規定する者は対象外とするため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市中小企業事業資金融資あっせん条例(平成18年つくばみらい市条例第89号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(融資保証の対象)</p> <p>第4条 融資保証のあっせんを受けることができるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、保証協会の代位弁済を受けてこれを完済しないものを除く。</p> <p>(1) 市内において引き続き1年以上住所又は事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>つくばみらい市暴力団排除条例(平成24年3月29日条例第6号)第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(融資保証の対象)</p> <p>第4条 融資保証のあっせんを受けることができるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、保証協会の代位弁済を受けてこれを完済しないものを除く。</p> <p>(1) 市内に_____事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいるもの</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p>